

一般財団法人神戸住環境整備公社
現場代理人の兼務に関する手続要領

令和6年9月1日

理事長決定

(目的)

第1条 この要領は、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、兼務に関する手続について定めるものとする。

(兼務の対象となる工事)

第2条 請負金額が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）未満の工事（単価契約による工事を除く。）の契約を締結する際に、現場代理人は、次の要件を全て満たす場合は現場代理人又は技術者として3件まで兼務することができる。

- (1) 兼務する3件が、神戸住環境整備公社発注工事であること
- (2) 既に契約を締結している工事の請負金額が、4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）未満であること

2 前項の規定に関わらず、現場代理人は、次の要件を全て満たす場合は現場代理人又は技術者として3件まで兼務することができる。

- (1) 兼務する3件が神戸住環境整備公社発注工事であること
- (2) 契約工期が重複すること
- (3) それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること
- (4) 同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を受けていること

3 前2項の要件を全て満たす工事であっても、工事内容等により兼務が認められない場合は、特記仕様書等において明示する。

第3条 削除

(現場代理人の責務について)

第4条 現場代理人は兼務する一方の工事現場に従事しているときであっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

(合併工事の取扱い)

第5条 合併入札（特定の者で行う契約の場合を含む）に付した工事については、本要領を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、平成29年10月1日から施行する。

2 本要領は、施行日以降に指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和4年5月1日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に公表及び指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に公表及び指名通知を行う工事の契約に適用する。

附 則

- 1 本要領は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 本要領は、施行日以降に公表及び指名通知を行う工事の契約に適用する。